

採点方法と基準

I 業務の評定

1. 担当係長等評定基準

(1) 評定方法

担当係長等が、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表②（担当係長用）及び（４）減点表について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

2. 監督員及び完了検査員評定基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、監督員は採点表①（監督員用）、完了検査員は採点表③（完了検査員用）の各項目に従って、評定を行うものとする。
（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評定点とみなすものとする。（参考[V 採点方法と基準補足事項1]参照）

4. 単純調査業務について

高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。（参考[V 採点方法と基準補足事項2]参照）

5. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、監督員が決定する。

II 技術者の評定

1. 技術者の評定について

技術者の評定は、業務評定を実施すると、以下の評価項目を抽出し、「III 評定点の加重平均」の重み付けを考慮し、自動的に評定される。なお、技術者毎の評定配点は、当該業務で定めた技術者について記載する。

評価項目		管理技術者 又は 主任技術者	担当技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への配慮 (注1)	概略設計, 予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
	コスト把握能力 (注1)	○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性, 弾力性, 調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力, プレゼンテーション力, 協調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

注) 1. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

2. 技術者の扱いについて

(1) 「管理技術者又は主任技術者」

- ・ 測量作業は、主任技術者が該当する。
- ・ 地質調査業務は、主任技術者が該当する。
- ・ 設計業務は、管理技術者が該当する。

(2) 「担当技術者」

- ・ 測量作業は、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者が該当する。ただし、測量作業における「担当技術者」は測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- ・ 地質調査業務は、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者が該当する。
- ・ 設計業務は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- ・ 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その

他必要な事項を監督員に提出するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

(3) 「照査技術者」

- 設計業務委託については、照査技術者を配置することとし、発注に際して設計図書に「設計業務に該当するため照査技術者を選任すること」を明示する。照査技術者を定めない場合は、委託内容が軽微な場合に限ることとする。

3. 技術者の報告様式について

受注者が担当技術者を定める場合の報告様式については「設計・測量・調査業務委託関係集」の管理技術者・照査技術者の報告様式1、様式2 (P496、P497) に準じる。

Ⅲ 評定点の加重平均

1. 重み付けについて

評定点の加重平均点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目に以下の重み付けを考慮する。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、 測量作業				調査業務、計画業務				設計業務				
		業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			
			管理 又は 主任	担当	照査		管理	担当	照査		管理	担当	照査	
専門 技術力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務遂行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時への 配慮	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	
管理 技術力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼン テーション力、協調性	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	16 (100%)	3 (100%)	

IV 減点のための基準

減点の評定は「担当係長等」が、採点表（４）減点表にて実施するものとする。

1. 事故及び不適切な業務による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等不適切な事項が発生した場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－1を参考として－15点まで減点することができる。なお、不適切な事項が複数ある場合には加算して減点することができる。

別表－1 受託者に起因する事故等不適切な事項が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1ヶ月まで	入札参加停止 が1ヶ月を超 える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・ 必要な配置技術者等の経歴が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 入札の要件とした配置技術者が配置できなかった。
- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 一括再委託（測量・調査等業務委託契約書7条、設計業務委託契約書7条、現場技術業務委託第5条に反する行為）を行った。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 業務のしゅん工期限を理由なく遵守できなかった。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 仕様書及び契約書の規定を違反する行為を行った。
- ・ その他（理由：)

2. 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表－2を参考として－20点まで

減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に工事実施中を含め当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－ 10 点	－ 20 点

3. 業務執行に係る過失に伴う減点

当該業務遂行中に評価細目に規定する減点項目に該当する場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、該当する項目1項目について－3点減点することができる。なお、不適切な事項が複数ある場合には加算して減点することができる。

4. 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

低入札価格調査における虚偽説明等により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表－3を参考として10点まで減点することができる。

また、この場合委託業務等成績評定要領第10に定める評定の修正を行うものとする。

別表－3 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区分	調査資料等に一部記入ミスがあるとき	調査資料等に多数記入ミスがあるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合
		調査資料等に軽微な不備があるとき	調査資料等に一部不備があるとき
考查点	－ 3 点	－ 5 点	－ 10 点

委託業務等成績評定表（別記-1）及び項目別評定点（別表1）において「その他(低入札価格調査における虚偽説明等による減点)」として記入するものとする。

(参考)

V 採点方法と基準補足事項

1. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱いについて

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・ 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが100万円（設計価格、税込み）を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・ 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数が100万円（設計価格、税込み）を超えるとき、もしくはどれも100万円（設計価格、税込み）を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、監督員及びしゅん工検査員で統一するものとする。

2. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等は「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務
トンネル	台帳整理等を目的とした資料収集業務 クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

3. 採点上の補足について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

注)「かつ／又」の表現は例示の着色部分をさす。

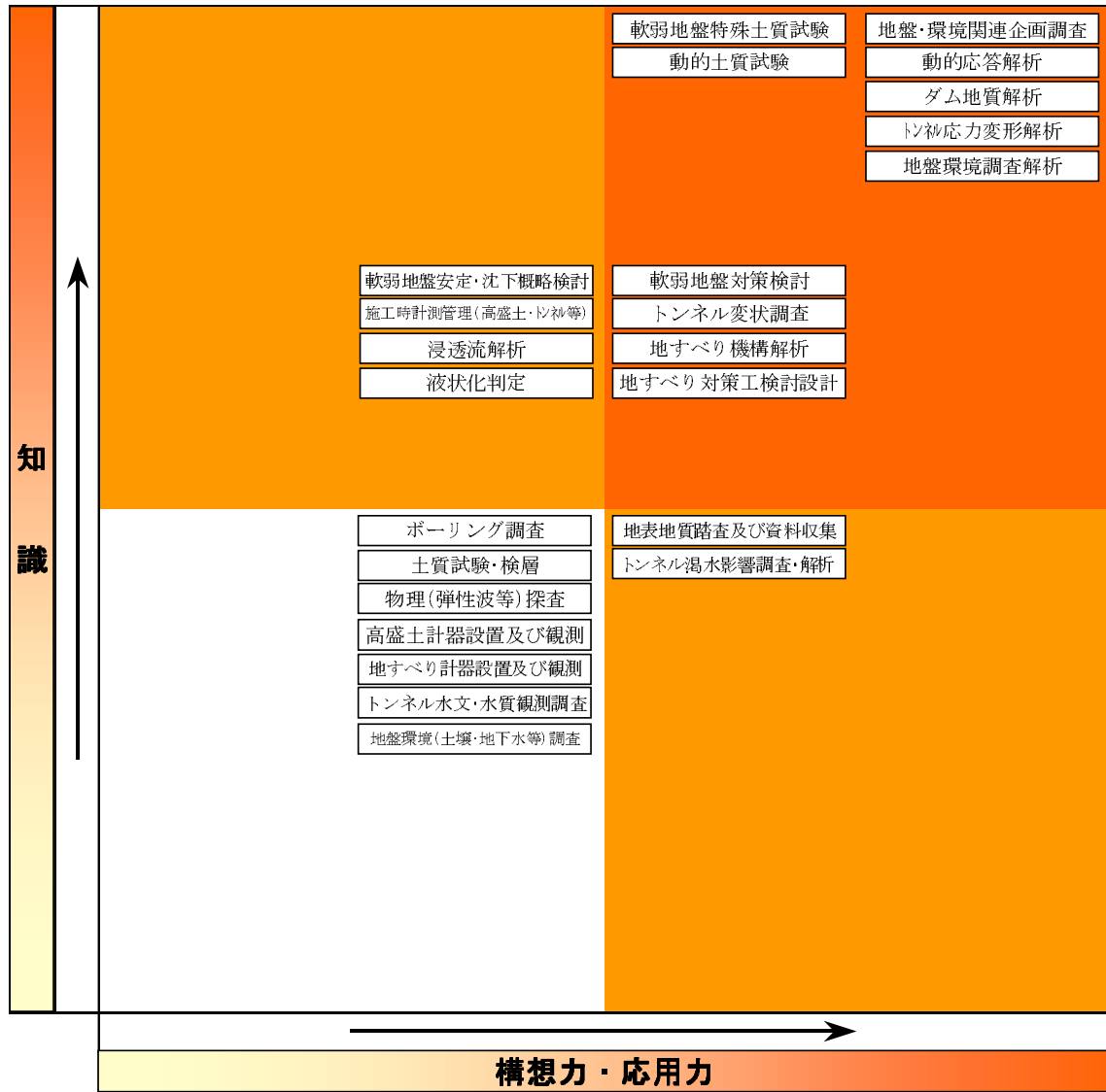


図 地質調査の例

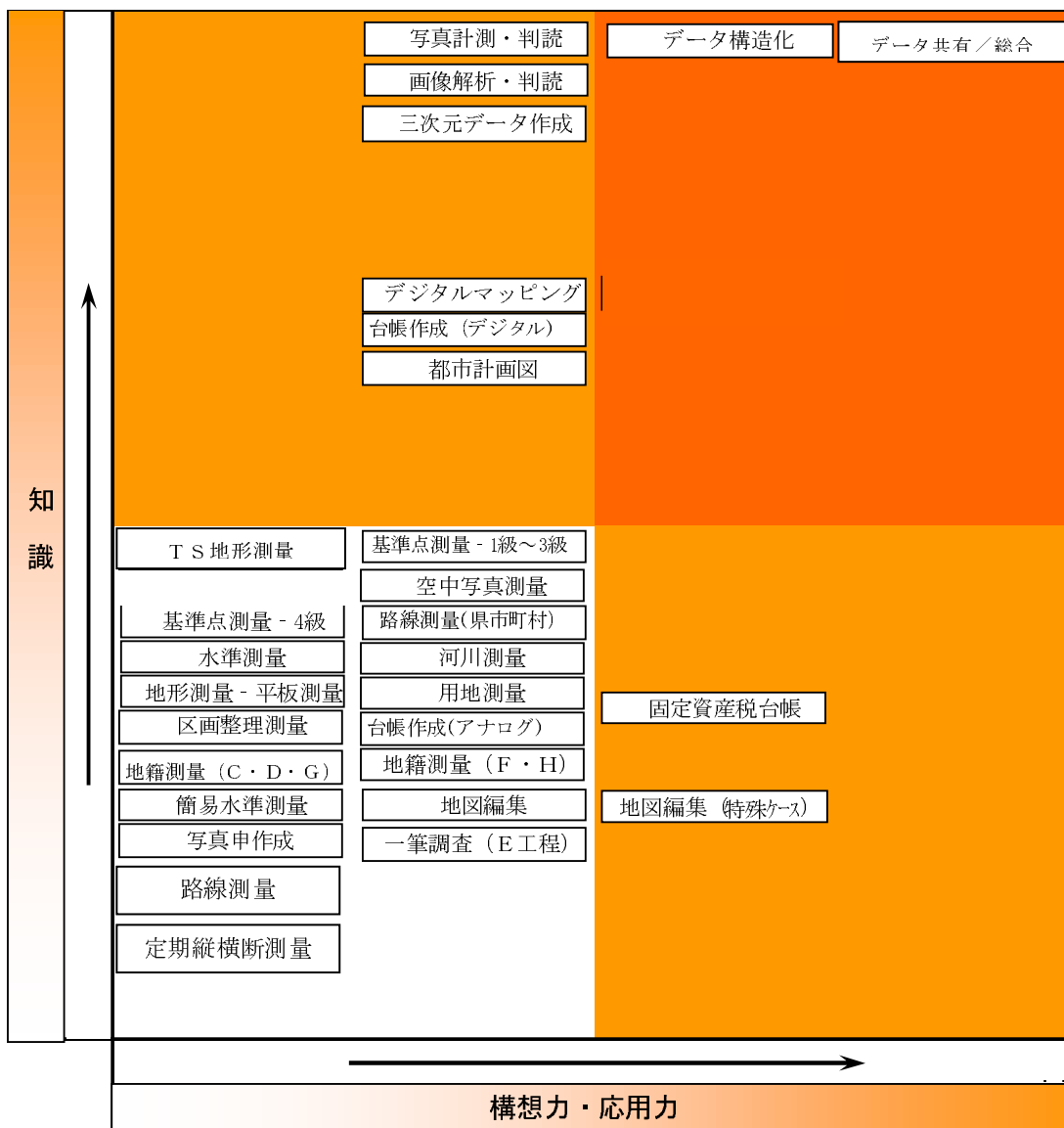


図 測量作業の例

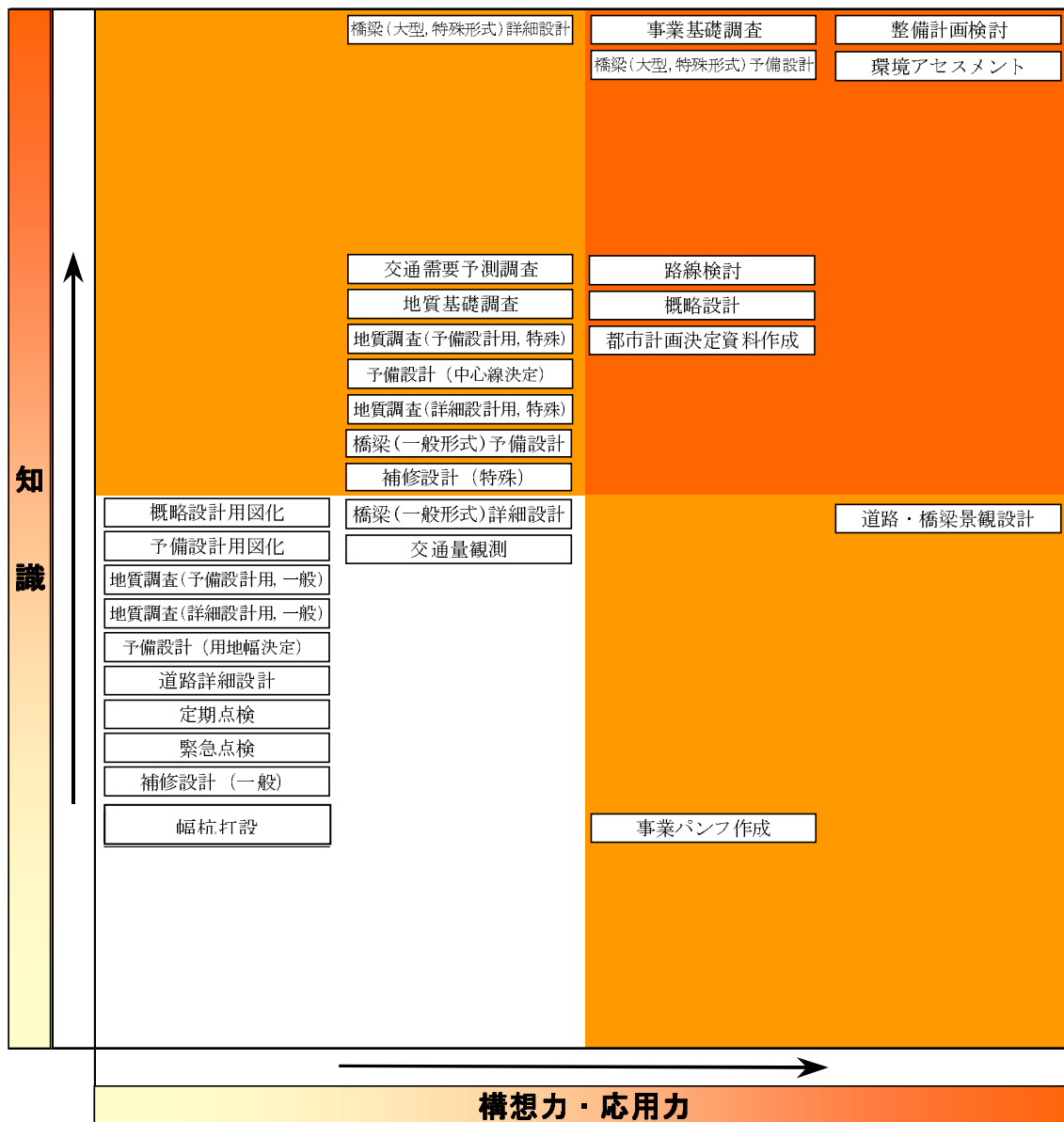


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A, Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいもの。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例